

新行財政構造改革推進方策の概要

平成20年10月
(平成21年3月変更)

兵 庫 県

目 次

第一次・第二次の別

| | | |
|----------------------|----|-----|
| 行財政構造改革の目的 | 1 | 第一次 |
| 行財政構造改革の視点 | 2 | 第一次 |
| 財政フレーム | 2 | 第一次 |
| 新行革プランに基づく各分野の主な改革内容 | | |
| 1 組 織 | | |
| (1) 本 庁 | 5 | 第一次 |
| (2) 地方機関 | 5 | 第二次 |
| (3) 教育事務所 | 6 | 第二次 |
| 2 定員・給与 | | |
| (1) 定 員 | 8 | 第一次 |
| (2) 給 与 | 8 | 第一次 |
| 3 行政施策 | | |
| (1) 事務事業 | 9 | 第一次 |
| (2) 投資事業 | 14 | 第一次 |
| (3) 公的施設 | 15 | 第二次 |
| (4) 試験研究機関 | 15 | 第二次 |
| (5) 教育機関 | 15 | 第二次 |
| 4 公営企業 | | |
| (1) 企業庁 | 16 | 第二次 |
| (2) 病院局 | 16 | 第二次 |
| 5 公社等 | 17 | 第二次 |
| 6 自主財源の確保 | 20 | 第二次 |
| 7 先行取得用地等 | 20 | 第二次 |
| 行財政構造改革の取組みの推進 | 21 | 第二次 |
| 【参考】主な事務所の再編案 | 22 | |
| 【参考】本県財政の現状と課題 | 29 | |

新行財政構造改革推進方策の概要

行財政構造改革の目的

震災からの創造的復興を進めるため、本県の行財政運営は相当の無理を重ねてきた。これからの10年は、震災で悪化した財政の改善を図りながら、震災を乗り越えて、「元気で安全・安心な兵庫」づくりに全力で取り組まなければならない。

このため、平成30年度までの間、組織、定員・給与、行政施策、公営企業、公社等、行財政全般にわたりゼロベースで見直しを行い、県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政構造を確立する。

この改革を着実に実行し、新しい時代の県政を機動的に推進するなかで、参画と協働を基本姿勢として、県民生活の質の向上を図り、未来を拓く活気に満ちた「元気で安全・安心な兵庫」への飛躍をめざす。

【21世紀兵庫長期ビジョンが掲げる4つの社会像】

〔創造的市民社会〕

生活の質的充実や多様性・個性が重視されるなか、県民の主体的な行動や個性・能力が発揮でき、健康で安心して暮らせる社会

〔環境優先社会〕

兵庫の地域特性を生かして、環境と人間活動が調和し、健康で快適な生活と社会的・経済的発展が両立する持続可能な循環型社会

〔しごとと活性社会〕

県内の産業資源を有効に活用し、個人の自由な発想と想像力が生かされ、多様で柔軟な働き方が実現できる創造的な産業社会

〔多彩な交流社会〕

生活者主体のまちづくりの理念のもとに、人と自然の共生、環境との調和を基本として、個性豊かな地域づくりと交流・連携が実現できる社会

【「元気で安全・安心な兵庫」をめざす県政の基調】

- (1) ひょうごの元気の創出
- (2) 生活の質の向上
- (3) 交流の促進
- (4) 家庭と地域の再構築
- (5) 安全・安心の確保
- (6) 参画と協働の推進

行財政構造改革の視点

時代の変化への的確な対応
国と地方、県と市町の新たな関係の構築
参画と協働のさらなる推進
効率的な県政運営の推進
個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化
「つくる」から「つかう」
自主財源の確保
県民意向の的確な把握
庁内自治の推進
改革の絶えざる検証とフォローアップ

財政フレーム

1 財政運営の基本方針

徹底した歳出・歳入改革を行うことにより、改革期間後半には歳出・歳入の均衡を達成

各年度のプライマリーバランスを黒字化

実質公債費比率を平成30年度には18%水準に抑制

県債残高を平成30年度末には平成19年度末残高の80%水準に圧縮し、将来負担比率を平成30年度には震災の影響を除いた平成19年度決算以下の水準に抑制

財源対策として活用する県債管理基金は、当該年度のルール積立額の概ね1/3以下に抑制

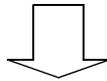
実質公債費比率算定上の県債管理基金積立不足率を、平成30年度には平成19年度の2/3水準に圧縮

経常収支比率を平成30年度には90%水準に抑制

事務事業の廃止・縮小や組織の再編等により、一般行政部門の定員を平成30年度までに概ね3割削減

2 改革による効果額 (H20～30年度：一般財源ベース)

| | |
|--|--|
| <p>歳出・歳入改革</p> <p>人件費 2,700億円</p> <p>行政経費 3,470億円</p> <p>投資的経費 2,000億円</p> <p>歳入改革 590億円</p> <p>8,760億円(71%)</p> | <p>特別な財源対策</p> <p>行革推進債等 2,790億円</p> <p>〔 行革推進債 2,400億円 (震災関連県債残高圧縮額の1/2以内) 退職手当債 2,200億円 公債費の増 1,810億円 県債管理基金活用 730億円 〕</p> <p>3,520億円(29%)</p> |
|--|--|



| | |
|--------|-------------|
| 収支不足額 | 11,980億円の解消 |
| 新規施策財源 | 300億円の確保 |

平成30年度までの財政フレーム（事業費ベース）

(単位:億円)

| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 20～30計 |
|------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 県 税 等 | 8,250 | 8,070 | 6,370 | 6,530 | 6,680 | 6,780 | 6,910 | 7,050 | 7,240 | 7,410 | 7,600 | 7,780 | 78,420 |
| 地 方 交 付 税 | 3,650 | 3,790 | 4,350 | 4,420 | 4,350 | 4,410 | 4,510 | 4,550 | 4,540 | 4,570 | 4,570 | 4,590 | 48,650 |
| 国 庫 支 出 金 | 1,660 | 1,850 | 1,620 | 1,600 | 1,540 | 1,530 | 1,580 | 1,530 | 1,530 | 1,540 | 1,550 | 1,520 | 17,390 |
| 特 定 財 源 | 3,920 | 4,090 | 6,163 | 6,150 | 4,645 | 4,620 | 4,625 | 4,625 | 4,625 | 4,625 | 4,625 | 4,625 | 53,418 |
| 起 債 | 1,170 | 1,040 | 1,100 | 900 | 870 | 860 | 860 | 860 | 860 | 860 | 860 | 860 | 9,930 |
| そ の 他 の 一 般 財 源 | 340 | 310 | 310 | 300 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 320 | 330 | 3,420 |
| 歳 入 計 A | 18,950 | 19,150 | 19,913 | 19,900 | 18,395 | 18,510 | 18,795 | 18,915 | 19,105 | 19,315 | 19,525 | 19,705 | 211,228 |
| 人 件 費 | 6,340 | 6,090 | 5,940 | 5,820 | 5,750 | 5,720 | 5,760 | 5,720 | 5,700 | 5,650 | 5,640 | 5,660 | 63,450 |
| 公 債 費 | 2,420 | 2,420 | 2,580 | 2,820 | 2,930 | 3,100 | 2,960 | 2,850 | 2,770 | 2,860 | 2,760 | 2,770 | 30,820 |
| 県 税 交 付 金 | 2,070 | 1,970 | 950 | 910 | 930 | 940 | 960 | 970 | 990 | 1,010 | 1,040 | 1,060 | 11,730 |
| 行 政 経 費 | 6,860 | 7,380 | 9,302 | 9,305 | 7,810 | 7,805 | 7,910 | 7,900 | 7,920 | 7,940 | 8,000 | 8,000 | 89,272 |
| | 総額 | | | | | | | | | | | | |
| | 特財 | (3,400) | (3,720) | (5,802) | (5,810) | (4,290) | (4,300) | (4,300) | (4,300) | (4,300) | (4,300) | (4,300) | (49,722) |
| 投 資 的 経 費 | 2,540 | 2,380 | 2,301 | 2,000 | 1,905 | 1,900 | 1,895 | 1,895 | 1,895 | 1,895 | 1,895 | 1,895 | 21,856 |
| | 総額 | | | | | | | | | | | | |
| | 起債 | (1,170) | (1,040) | (1,100) | (900) | (870) | (860) | (860) | (860) | (860) | (860) | (860) | (9,930) |
| 補 助 事 業 | 1,420 | 1,310 | 1,197 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 12,452 |
| | 金額 | | | | | | | | | | | | |
| | 起債 | (500) | (470) | (510) | (460) | (460) | (460) | (460) | (460) | (460) | (460) | (460) | (5,120) |
| 単 独 事 業 | 1,120 | 1,070 | 1,104 | 895 | 800 | 795 | 790 | 790 | 790 | 790 | 790 | 790 | 9,404 |
| | 金額 | | | | | | | | | | | | |
| | 起債 | (670) | (570) | (590) | (440) | (400) | (400) | (400) | (400) | (400) | (400) | (400) | (4,800) |
| 新 規 事 業 財 源 | | | | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 270 |
| 歳 出 計 B | 20,230 | 20,235 | 21,073 | 20,890 | 19,380 | 19,490 | 19,515 | 19,375 | 19,315 | 19,395 | 19,375 | 19,425 | 217,498 |
| 歳入・歳出差引 収支不足額 A - B C | 1,280 | 1,105 | 1,170 | 990 | 985 | 980 | 720 | 460 | 210 | 80 | 150 | 280 | 6,270 |
| 財 源 対 策 額 E + F + G + H D | 1,280 | 1,105 | 1,025 | 940 | 905 | 830 | 645 | 325 | 85 | 35 | 245 | 335 | 5,245 |
| 退 職 手 当 債 の 発 行 E | 370 | 430 | 350 | 300 | 300 | 250 | 200 | 200 | 200 | | | | 2,230 |
| 行 革 推 進 債 の 発 行 F | 290 | 350 | 300 | 250 | 250 | 250 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 | 2,400 |
| 公 営 企 業 会 計 か ら の 借 入 G | 120 | | | | | | | | | | | | 0 |
| 県 債 管 理 基 金 の 取 崩 (追 加 積 立) H | 500 | 325 | 375 | 390 | 355 | 330 | 245 | 75 | 315 | 235 | 445 | 335 | 615 |
| 要 調 整 額 C + D I | 0 | 0 | 145 | 50 | 80 | 150 | 75 | 135 | 125 | 115 | 95 | 55 | 1,025 |
| 特 別 対 策 | | | | | | | | | | | | | |
| 行 革 推 進 債 の 発 行 J | | | 30 | | | | | | | | | | 30 |
| 県 債 管 理 基 金 の 追 加 取 崩 K | | | 115 | | | | | | | | | | 115 |
| 特 別 対 策 計 J + K L | | | 145 | | | | | | | | | | 145 |
| 特 別 対 策 後 の 要 調 整 額 I + L M | 0 | 0 | 0 | (50) | (80) | (150) | (75) | (135) | (125) | (115) | (95) | (55) | (880) |

- H22年度以降に生じる要調整額については、毎年度の財政収支対策、歳入歳出改革を行う中で解消を図る。
- 特別対策の実施により後年度に生じる2億円/年程度の追加負担は公債費欄に計上
- 10億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある。

[参考] 要調整額について、追加の財源対策を講じない場合の各指標の見通し

(単位:億円)

| | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 20～30計 |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| ブ ラ イ マ リ ー バ ラ ン ス | 356 | 1 | 130 | 642 | 807 | 1,022 | 1,089 | 1,313 | 1,474 | 1,678 | 1,785 | 1,886 | - |
| 実 質 公 債 費 比 率 (単 年 度) % | 18.9 | 21.8 | 23.7 | 23.4 | 22.9 | 24.3 | 24.3 | 23.8 | 22.4 | 21.5 | 19.2 | 18.0 | - |
| 震 災 関 連 基 金 活 用 除 き % | 15.0 | 15.3 | 16.6 | 17.6 | 17.8 | 17.4 | 16.1 | 15.5 | 15.8 | 16.8 | 15.4 | 15.6 | - |
| 実 質 公 債 費 比 率 (3 か 年 平 均) % | 20.2 | 20.1 | 21.5 | 23.0 | 23.3 | 23.5 | 23.8 | 24.1 | 23.5 | 22.6 | 21.0 | 19.5 | - |
| 震 災 関 連 基 金 活 用 除 き % | 13.2 | 13.8 | 15.6 | 16.5 | 17.3 | 17.6 | 17.1 | 16.3 | 15.8 | 16.0 | 16.0 | 15.9 | - |
| 県 債 発 行 額 | 1,883 | 1,816 | 1,799 | 1,451 | 1,403 | 1,356 | 1,261 | 1,261 | 1,261 | 1,061 | 1,061 | 862 | (1,021) |
| 県 債 残 高 | 33,592 | 34,430 | 35,557 | 34,953 | 34,186 | 33,235 | 32,378 | 31,647 | 30,952 | 29,971 | 29,105 | 28,030 | (5,562) |
| 臨 時 財 政 対 策 債、減 収 補 て ん 債 除 き | 33,615 | 33,520 | 32,957 | 32,230 | 31,347 | 30,559 | 29,896 | 29,269 | 28,357 | 27,559 | 26,552 | | - |
| 県 債 残 高 (震 災 分) | 8,460 | 8,037 | 7,605 | 7,136 | 6,675 | 6,216 | 5,757 | 5,303 | 4,851 | 4,419 | 4,016 | 3,629 | (4,831) |
| 県 債 残 高 (臨 時 財 政 債 除 き) / 標 準 財 政 規 模 (倍) | 3.0 | 3.3 | 3.3 | 3.2 | 3.1 | 3.0 | 2.9 | 2.8 | 2.7 | 2.5 | 2.4 | 2.3 | - |
| 将 来 負 担 比 率 % | 361.7 | 374.3 | 384.5 | 385.9 | 379.6 | 369.8 | 359.4 | 346.3 | 333.2 | 313.3 | 295.1 | 276.5 | - |
| 震 災 関 連 県 債 残 高 除 き % | 272.3 | 287.9 | 301.5 | 305.2 | 302.3 | 295.9 | 287.6 | 278.2 | 271.0 | 257.5 | 244.4 | 230.3 | - |
| 県 債 管 理 基 金 残 高 | 1,867 | 1,568 | 1,330 | 1,434 | 1,831 | 2,221 | 2,304 | 2,674 | 2,960 | 3,660 | 4,626 | 5,329 | (3,462) |
| 県 債 管 理 基 金 ル ー ル 積 立 額 | 870 | 1,053 | 1,187 | 1,271 | 1,411 | 1,611 | 1,554 | 1,529 | 1,467 | 1,524 | 1,566 | 1,592 | - |
| 県 債 管 理 基 金 取 崩 額 | 465 | 325 | 490 | 390 | 355 | 330 | 245 | | | | | | - |
| 県 債 管 理 基 金 積 立 不 足 率 % | 58.5 | 65.9 | 71.8 | 72.7 | 69.0 | 64.6 | 63.8 | 58.2 | 53.8 | 44.5 | 32.4 | 23.9 | - |
| 経 常 収 支 比 率 % | 103.5 | 101.8 | 102.7 | 101.4 | 101.5 | 101.4 | 98.5 | 95.7 | 93.6 | 92.3 | 90.2 | 89.4 | - |
| 震 災 関 連 公 債 費 除 き % | 96.3 | 95.5 | 96.4 | 95.0 | 95.3 | 95.3 | 92.6 | 89.9 | 87.9 | 86.9 | 85.2 | 84.6 | - |

新行革プランに基づく各分野の主な改革内容

1 組織

(1) 本庁

本庁の部について、広範な政策課題に総合的かつ機動的に対応するため、平成19年度の6部を5部に再編

【本庁の部の再編】

| 19年度[6部] | 20年度[5部] | 再編の考え方 |
|----------|----------|--|
| 県民政策部 | 企画県民部 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民生活施策と県政の総合的な企画・調整・管理を一体的に推進 ・県土整備部から震災復興部門を移管し、防災対策と一体的に推進 |
| 企画管理部 | | |
| 健康生活部 | 健康福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境部門を農政環境部へ移管し、名称を変更 |
| 産業労働部 | 産業労働部 | - |
| 農林水産部 | 農政環境部 | <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産部と健康生活部の環境部門を統合し、「農」の持つ多面的機能を生かした環境問題に対応 |
| 県土整備部 | 県土整備部 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災復興部門を企画県民部へ移管 |

(2) 地方機関

県民局の再編

ア 現地解決型の総合事務所の存置

- ・現地解決型の総合事務所の定着を踏まえ、10県民局を存置

イ 事務所の強化

- ・専門性・機動性向上のため、事務所を強化する一方、県民局の総合性確保のため、県民局政策会議を設置

ウ 本局組織の抜本的な簡素・合理化

- ・5部及び担当参事の廃止など、本局組織を抜本的に簡素・合理化
- ・企画調整機能を担う室（総務室・県民室）を設置
- ・地域課題に的確に対応するため、県民局ごとの地域特性を考慮した組織体制を検討

事務所の統合再編（111事務所 71事務所（40））

ア 原則1 圏域事務所に統合

- ・一部の業務のみを所掌する地域事務所は、原則として圏域事務所に統合再編
- ・所管区域面積が広大又は事業量が特に多い地域に限り、地域事務所を配置
- ・健康福祉事務所は、国の保健所設置指針を上回る地域に、地域事務所を配置

イ 再編に伴う県民サービスの確保

- ・保健支援センター 統合再編される健康福祉事務所にかえて市町保健センター又は存続する県庁舎に設置
- ・地域普及所 統合再編される農業改良普及センターにかえてJA営農指導センター等に設置

- ・事業所及び業務所 統合再編される土木事務所に再編
多可、福崎、山崎土木事務所は、工事箇所までの移動時間、今後の事業量等を考慮し、一部の事業の工事設計・施工監理等を行う「事業所」に再編
その他統合再編される地域事務所及び事業所は、災害時の初動対応、道路パトロール業務等の拠点となる「業務所」に再編

ウ 事務所の配置

- ・統合再編後の事務所を県民局所在地の総合庁舎に配置することが困難な場合等は、他の庁舎の状況や業務執行の効率性を勘案して、事務所を配置
(西宮県税(西宮市)、阪神農林振興(三田市)、加古川流域土地改良(三木市)、龍野県税(たつの市)、篠山土地改良(篠山市)等)

エ 事務所名の改称

- ・事務所の名前は、原則として事務所が所在する市町名
- ・市町合併前の旧市町名を冠しているものは原則として合併後の市町名に改称

オ 庁舎の有効活用

- ・事務所が配置されなくなる庁舎や空きスペースが生じる庁舎は、市町や住民団体の利用に供するなど、有効活用を図るほか、売却についても検討

[主な再編内容]

| 事務所名 | 現行 | 再編案 | 備考 |
|------------|-----|-----|-------------------------------------|
| 県税事務所 | 17 | 11 | |
| 健康福祉事務所 | 25 | 14 | 統合再編される事務所にかえて市町保健センター等に保健支援センターを設置 |
| 農林水産振興事務所 | 12 | 11 | |
| 農業改良普及センター | 22 | 13 | 統合再編されるセンターにかえてJA営農指導センター等に地域普及所を設置 |
| 土地改良事務所 | 11 | 8 | 農林水産振興事務所の内部事務所化 |
| 土木事務所 | 22 | 13 | 統合再編される事務所に事業所及び業務所を設置 |
| その他 | 2 | 1 | 六甲治山(農林水産振興事務所の内部事務所化)、但馬高原林道建設(廃止) |
| 計 | 111 | 71 | |

県民局分室(3分室)は廃止

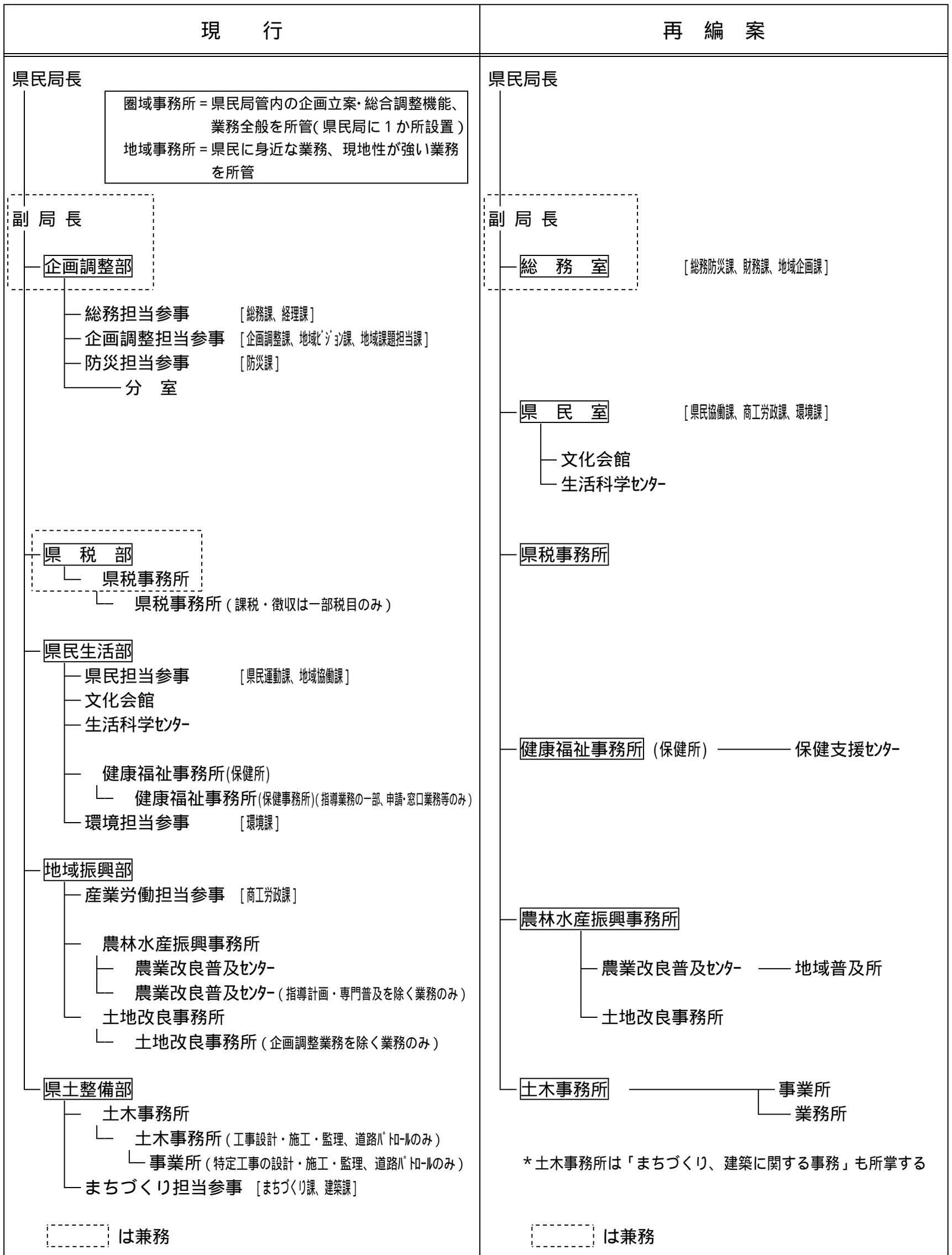
今後の検討課題等

- ・地方分権の進展、合併後の市町の行政体制の整備や政令市・中核市の状況等を踏まえ、再編後の県民局や地方機関組織について必要な検証を実施し、見直しを検討

(3) 教育事務所の統合再編(10事務所 6事務所(3教育振興室を設置))

- ・市町教育委員会数の減少等を踏まえ、統合再編(神戸教育事務所は廃止)
- ・統合再編する3教育事務所に市町指導・支援等を所掌する「教育振興室」を設置

県民局組織図（基本型）



2 定員・給与

(1) 定員

- ・事務事業や組織の徹底した見直し等により、次の部門において、平成20～30年度の間約30%の定員削減を行う。
- ・団塊の世代の大量退職期である平成20～22年度の3年間には、削減総数の2分の1となる約15%の削減に取り組む。

【平成20～30年度に概ね3割の定員削減を行う部門】

| 区 分 | 削減数 |
|-------------------------------------|---------|
| 一般行政部門 | 約2,700人 |
| 教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員、県立大学の事務局職員） | 約 420人 |
| 警察部門（事務職員） | 約 110人 |
| 公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員） | 約 200人 |

県立大学の事務局職員は20～22年度の3年間で約15%を削減し、中後期については、大学の今後のあり方に基づき適正配置
 教育部門（教育委員会の法定教職員、県立大学の教員）、警察部門（警察官）、
 公営企業部門（病院局の医療職員）は、法令等の配置基準に基づき適正配置

(2) 給 与

行財政構造改革の趣旨や人事委員会勧告を踏まえ、給与の見直しを行う。

特別職

- ア 給料月額削減（知事20%削減等）
- イ 地域手当の見直し（2%引下げ）
- ウ 期末手当の削減（知事30%削減等）
- エ 退職手当の削減（知事約20%削減等）

一般職

- ア 給料の削減（役職に応じて4.5%～9%削減：地域手当の2%引下げ含む）
- イ 期末・勤勉手当の削減（役職に応じて3%～16%削減）
- ウ 管理職手当の削減（20%削減）等

【参考：給与削減率】

| 区 分 | | 給料月額換算 の削減率 | 年収削減率 |
|-------------|-------|----------------|-------|
| 特 別 職 | 知 事 | 35% | 23% |
| | 副知事 | 29% | 19% |
| | 教育長等 | 24% | 15% |
| 一 般 職 | 部長級 | 23% | 12% |
| | 課長級 | 17% | 10% |
| | 全職員平均 | 8% | 5% |

（注）給料月額換算の削減率は、年間の削減額を本俸の減額に換算した場合の削減率

3 行政施策

(1) 事務事業

- ・一般事務費や施設維持費等の内部管理経費について一定割合の削減
- ・政策的経費は、必要性や市町・民間との役割分担、費用対効果、受益と負担の適正化、制度間の均衡・整合性の確保などの観点から見直し

- 【一般事務費】 ・旅費や委託料等を概ね 30%
 ・超過勤務手当(一般行政部門)を概ね 15%
- 【施設維持費】 ・庁舎、公的施設等の維持管理経費を概ね 15%

【政策的経費(主なもの)】

社会環境の変化等を踏まえた見直し

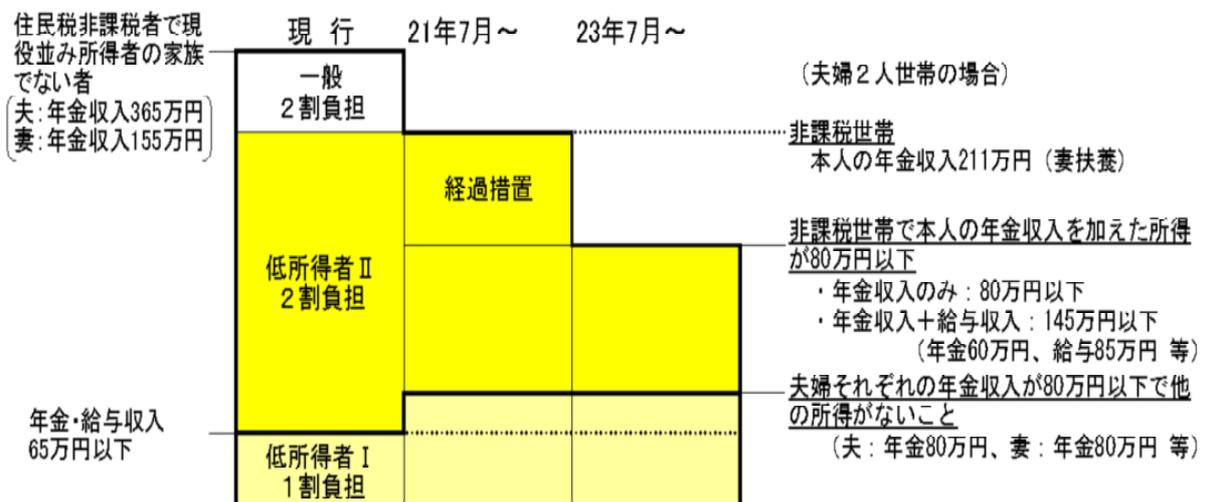
老人医療費助成事業

- ・高齢者を取り巻く社会環境や国民意識の変化等に対応し、助成対象を低所得者に重点化するとともに、低所得者基準を拡大する。

〔実施時期〕平成21年7月(1年間の周知期間)

〔経過措置〕制度対象外となる現行の低所得者基準の人について、2年間(平成21年7月~23年6月)の経過措置

| | | | | |
|-------------------------------|-------|-----------------------|-------|--|
| 〔社会環境の変化〕 | | | | |
| 平均寿命(厚生労働省) | | 高齢者とする年齢に関する意識調査(内閣府) | | |
| 昭和46年 | 平成19年 | 平成元年 | 平成16年 | |
| 男70.2 | 79.2歳 | 65歳以上: 24.3% | 14.0% | |
| 女75.6 | 86.0歳 | 70歳以上: 51.5% | 46.7% | |
| | | 75歳以上: 8.5% | 19.7% | |
| 1人当たり平均可処分所得 | | | | |
| ・総数: 168.8万円 | | | | |
| ・65歳以上: 155.6万円(92.2%) | | | | |
| 〔60~69歳: 176.6万円(104.6%)〕 | | | | |
| 〔他府県の状況(平成20年4月現在)〕 | | | | |
| 全国47都道府県のうち14団体が実施。うち6団体は廃止予定 | | | | |



大学洋上セミナー事業

- ・大学生の海外渡航機会の増大や各大学における海外研修プログラムの充実等を踏まえ、事業を廃止する。(H21)

ひょうごキャリアアップ・プログラム事業

- ・公務部門におけるワークシェアリングとして、平成12年度以来、非常勤嘱託員を雇用してきたが、制度創設時と比較して、県内の雇用情勢が改善したことから、平成20年度以降の新規採用を取りやめる。

関連制度との均衡を考慮した見直し

重度障害者医療費助成事業

- ・医療の必要性の高い障害者を対象として医療費の助成を行う自立支援医療制度との均衡を考慮し、所得制限と一部負担金の見直しを行うとともに、低所得者基準を拡大する。

〔実施時期〕平成21年7月(1年間の周知期間)

〔経過措置〕制度対象外となる現行の対象者について、2年間(平成21年7月～23年6月)の経過措置

乳幼児等医療費助成事業

- ・重度障害者医療費助成事業に準拠し、所得制限と一部負担金を見直すとともに、低所得者基準を拡大する。

〔助成対象〕小学3年生までの乳幼児等(外来・入院)(従前どおり)

〔実施時期〕平成21年7月(1年間の周知期間)

〔経過措置〕制度対象外となる現行の対象者について、2年間(平成21年7月～23年6月)の経過措置

〔さらなる少子対策の推進〕「こども医療費助成事業(仮称)」の創設

実施時期：平成22年4月1日～平成27年3月31日

対象児童：小学4年生から中学3年生までの児童・生徒

対象医療：入院

助成内容：医療保険における自己負担額の1/3

所得制限：乳幼児等医療の基準を適用

〈自立支援医療〉 〈重度障害者医療・乳幼児等医療〉

| | 現行 | 21年7月～ | 23年7月～ |
|----------------------------|--|----------------------------------|--|
| 対象外 | | (経過措置) 重度障害者 一般：外来900円(同左) | |
| 負担限度額 5,000円～ 4万200円 | 重度障害者 一般：外来500円 (1医療機関等あたり 月2回まで) | 乳幼児等 一般：外来1,200円(同左) | 市町村民税所得割税額 23.5万円未満 |
| 低所得者 負担限度額 2,500円 | 乳幼児等 一般：外来700円 (同上) | 重度障害者 一般：外来600円(同左) | 年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下 ・年金収入のみ：80万円以下 ・年金収入+給与収入：145万円 (年金60万円、給与85万円等) |
| | 重度障害者 低所得者：外来300円(同上) | 乳幼児等 低所得者：外来800円(同左) | |
| | 乳幼児等 低所得者：外来500円(同上) | 重度障害者 低所得者：外来400円(同左) | |
| | | 乳幼児等 低所得者：外来600円(同左) | |

母子家庭等医療費助成事業

- ・ 重度障害者医療費助成事業に準拠した一部負担金の見直しを行う。

〔内 容〕

一部負担金

ア．外来

1 医療機関等あたり、1日600円(低所得者：400円)を限度に月2回(1,200円(低所得者：800円))までの負担

イ．入院

定率1割負担(現行どおり)

負担限度額 外来の2倍の月額2,400円(低所得者：1,600円)

低所得者基準

年金収入80万円以下もしくは、年金収入を加えた所得80万円以下

〔実施時期〕平成21年7月(1年間の周知期間)

市町に対する地方財政措置の充実を踏まえた見直し

妊婦健康診査費補助事業

- ・ 平成21年度より、市町が実施する妊婦健康診査に対する国庫補助制度が拡充されたことを踏まえ、市町による妊婦への支援を補完する時限的な制度へ見直す。

〔市町への既財政措置分にかかる市町の確実な実施の促進〕

補助額：15千円(定額)

補助要件：5回以上かつ35千円以上の公費負担を行う市町

補助期間：平成21年4月～平成22年3月(1年限り)

所得制限：児童手当準拠(従前どおり)

〔国拡充分について市町の公費負担の早期実施の促進〕

補助額：H21:公費負担額(5回超相当分)×1/2×1/3(補助率1/3)

H22:公費負担額(5回超相当分)×1/2×1/6(補助率1/6)

補助要件：14回かつ70千円以上の公費負担実施
 補助期間：平成21年4月～平成23年3月（2年限り）
 所得制限：児童手当準拠(従前どおり)

スクールアシスタント配置事業

- ・市町への地方交付税措置を踏まえ、県事業としては廃止し、市町事業へ移行する。
 〔実施時期〕平成20年度
 〔経過措置〕県補助単価と交付税単価の差額の2分の1を助成
 （平成20～22年度の3年間）

障害者小規模通所援護事業

- ・地方交付税措置が市町へ一元化されたことを踏まえ、基礎的補助に係る県と市町の負担割合の見直しを行う。

〔補助率〕

平成20年度から平成24年度までの5年間は県と市町の負担割合を見直した上で県補助を継続する。

市町への交付税措置分を除いた費用について、県：市町 = 1：2で負担

| 年度 | 県 | 市町 |
|--------|--------|--------|
| H19 | 3 / 10 | 7 / 10 |
| H20～24 | 2 / 10 | 8 / 10 |

平成25年度以降の取扱いについては、実態に即した適切な対応を検討する。

〔実施時期〕平成20年度

民間団体等に対する補助・負担の見直し

私立学校に対する助成

- ・経常費補助における重複的な予算措置の段階的解消を図る。

〔内容〕

経常費補助にかかる交付税単価に退職金財団・共済事業団補助分が含まれていることから、当該措置分について、20年度から3年間で段階的に縮減
 県立高校における維持管理費、備品購入費等の15%節減相当額を縮減
 の見直しにおける各年度の縮減額は交付税措置単価の範囲内とする。

〔実施時期〕平成20年度

民間団体に対する補助

- ・補助の性格に応じて、一定率を削減する。

平成20年度： 主として人件費を対象とした補助 5%
 事業費補助（事業費委託） 10%
 運営費補助 20%

職員福利厚生団体に対する負担

- ・他府県の実施状況を踏まえて負担金を削減する。

| 年 度 | H18年度 | H23年度 |
|--------------|--------|--------|
| 負担金比率（対給料月額） | 5/1000 | 1/1000 |

受益と負担の適正化

高齢者大学の運営

- ・高齢学習者の新たなニーズに対応するため、講座内容の拡充を図ることとあわせ、受益と負担との観点から現行の受講料の水準について見直す

〔内 容〕 高齢者大学は高齢者施策として県が実施してきていることや民間の類似施設の状況等を勘案し、県立高校の授業料月額9,900円の1 / 2の水準に見直す

| （例） | 現行 | 見直し後 |
|--------|------------|------------|
| いなみ野学園 | 2,000円 / 月 | 5,000円 / 月 |

〔実 施 時 期〕 平成20年度新入生から適用

新規施策の展開

既存施策の見直しを行う中で、時代の変化に的確に対応する新たな施策展開を図る。

【少子対策の充実】

平成20年度から新たに次の事業を実施

- ・多子世帯保育料軽減事業（20年度予算額：224百万円）
第3子以降が利用する幼稚園、保育所等の利用者負担を支援
- ・2歳児等子育て応援事業（同：100百万円）
私立幼稚園及び保育所の人的・物的資源を活用して行う体験幼児教育等を支援
- ・事業所内保育施設整備推進事業（同：246百万円）
事業所内等に保育施設を設置する事業主等に対し、設置・運営費を支援

(2) 投資事業

- ・本県の投資水準は、震災からの復旧・復興を目指した結果、高い水準
(平成19年度の普通建設事業費は、平成2、3年度の間水準を100とした場合、全国府県が57であるのに対し87(国庫補助事業79.1、県単独事業95.5))
- ・このため、震災復旧復興事業が一段落したことを踏まえ、地域経済への影響も考慮しながら、事業費総額を全国平均水準まで段階的に抑制する。
- ・平成21年度以降の事業費について、その総額の範囲内で、経済・雇用対策として後年度に予定した事業の前倒し及び道路特定財源の一般財源化に伴う地域活力基盤事業の創設による補助事業と単独事業の振替を実施する。
- ・併せて、建設事業者等の健全な育成や公共工事等の品質の確保にも取り組む。

国庫補助事業

(単位：億円)

| 区 分 | H20 | | H21 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H21～H25 | H26～H30 | H21～H30 |
|-----------|-------|----|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| | 当初 | 補正 | 当初 | H21当初 +H20補正 | | | | | | | |
| 旧 フ レ ー ム | 1,340 | | 1,270 | 1,270 | 1,230 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 6,100 | 6,000 | 12,100 |
| 経済対策前倒し | | 40 | 30 | 70 | 30 | | | | 0 | | 0 |
| 地域活力基盤事業 | | | 103 | 103 | 95 | 95 | 95 | 95 | 483 | 475 | 958 |
| 変更後フレーム | 1,340 | 40 | 1,197 | 1,237 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 5,617 | 5,525 | 11,142 |

県単独事業

(単位：億円)

| 区 分 | H20 | | H21 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H21～H25 | H26～H30 | H21～H30 |
|-----------|-------|--------|-------|-----------------|-----|-----|-----|-----|---------|---------|---------|
| | 当初 | 補正 | 当初 | H21当初 +H20補正 | | | | | | | |
| 旧 フ レ ー ム | 1,040 | | 880 | 880 | 810 | 760 | 730 | 700 | 3,880 | 3,500 | 7,380 |
| 経済対策前倒し | | (4) 39 | 121 | 160 | 10 | 55 | 30 | 5 | 21 | 25 | 0 |
| 地域活力基盤事業 | | | 103 | 103 | 95 | 95 | 95 | 95 | 483 | 475 | 958 |
| 変更後フレーム | 1,040 | 39 | 1,104 | 1,143 | 895 | 800 | 795 | 790 | 4,384 | 3,950 | 8,334 |

合計(+)

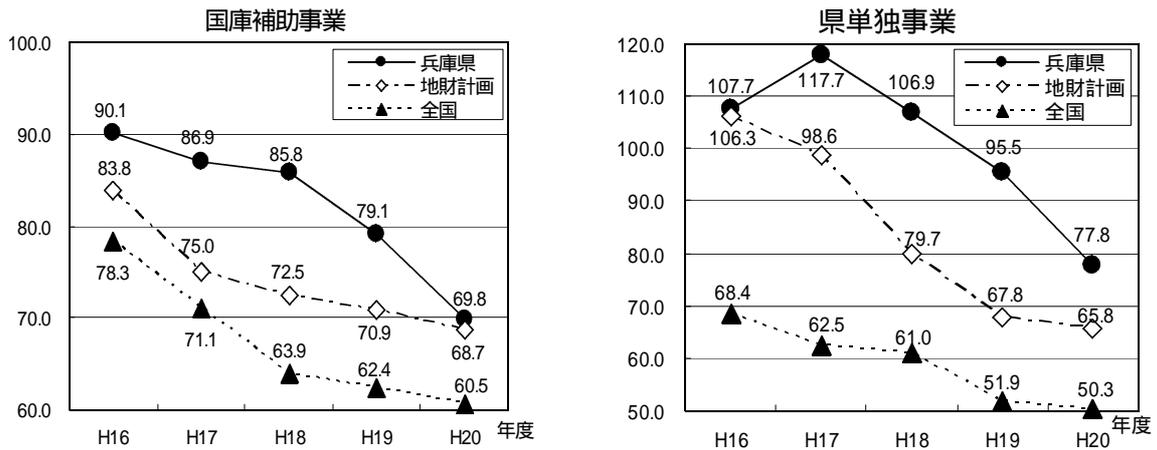
(単位：億円)

| 区 分 | H20 | | H21 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H21～H25 | H26～H30 | H21～H30 |
|-----------|-------|--------|-------|-----------------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| | 当初 | 補正 | 当初 | H21当初 +H20補正 | | | | | | | |
| 旧 フ レ ー ム | 2,380 | 0 | 2,150 | 2,150 | 2,040 | 1,960 | 1,930 | 1,900 | 9,980 | 9,500 | 19,480 |
| 経済対策前倒し | 0 | (4) 79 | 151 | 230 | 40 | 55 | 30 | 5 | 21 | 25 | 0 |
| 地域活力基盤事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 変更後フレーム | 2,380 | 79 | 2,301 | 2,380 | 2,000 | 1,905 | 1,900 | 1,895 | 10,001 | 9,475 | 19,476 |

↑ ↑ H20当初予算額と同額を確保

H20年度補正額欄()書きは、県単独事業にかかるH21年度からの前倒し実施分(内書き)

〔参考〕事業費総額の推移（平成2・3年度の中間水準を100.0とした場合の指数）



(3) 公的施設

施設の市町移譲等

- ・但馬全天候運動場、神陵台緑地、明石西公園、西武庫公園、北播磨余暇村公園、東はりま日時計の丘公園、笠形山自然公園センター、淡路香りの公園、たんば田園交響ホール、東はりま青少年館

施設の廃止

- ・昆虫館、人と防災未来センター（「ひと未来館」の廃止と防災展示の拡充）

民間ノウハウを活用した運営手法の検討

- ・フラワーセンター

指定管理者制度の推進

ア 直営施設への導入拡大

- ・神戸生活創造センター、東播磨生活創造センター

イ 指定管理者の見直し

- ・兔野高原野外教育センター（（財）兵庫県青少年本部 香美町）
- ・丹波年輪の里（（財）兵庫県勤労福祉協会 （財）兵庫丹波の森協会）

(4) 試験研究機関

健康環境科学研究センターの再編

- ・衛生部門を生活科学総合センターと統合。県立健康生活科学研究所（健康科学研究センター・生活科学総合センター）として再編
- ・環境部門を（財）ひょうご環境創造協会に統合。兵庫県環境研究センターを設置

工業技術センターの施設整備及び内部組織の再編

- ・新施設整備に併せて機械金属工業技術支援センター（三木市）を統合・廃止
機械金属工業技術支援センターの廃止後は、地元市や経済団体と連携し、技術相談・指導等を実施し、産地振興に取り組む

農林水産技術総合センターの内部組織の再編

- ・小規模な部や類似業務を所掌する部の再編統合

運営の効率化（全試験研究機関共通）

- ・研究評価システムの充実、中期数値目標の設定、行政コスト計算書の導入等

(5) 教育機関

県立大学

ア 時代や社会のニーズへの対応

- ・景観園芸専門職大学院、管理栄養士養成課程、次世代スーパーコンピュータと連携した大学院研究科の新設
- ・コウノトリの郷公園、西はりま天文台公園等への大学院機能の付与検討等

イ 神戸キャンパス(本部機能等)の移転

- ・本部事務局 神戸学園都市キャンパス等適地に移転（現有施設の有効活用）
- ・応用情報科学研究科 ポートアイランドに移転（次世代スパコンとの連携）

ウ 各学部等の個性・特色の確立

- ・神戸、姫路、明石など各学部等の個性化・特色化を推進

エ 教職員体制の見直し

- ・教員定数の10%削減（新規事業枠5%の設定）

4 公営企業

(1) 企業庁

地域整備事業

- ・平成30年度に土地分譲進捗率90%を達成

水道用水供給事業、工業用水供給事業

- ・コスト縮減等による水道料金の引下げ（10円 / m³程度）

電気事業

- ・電気事業者の買取義務消滅後の廃止（H22年度以降）

(2) 県立病院

再編・ネットワーク化

- ・尼崎病院と塚口病院の統合再編、西宮病院と西宮市立中央病院、芦屋市立病院との連携強化、柏原病院と柏原赤十字病院の連携による一体的な医療提供

尼崎病院と塚口病院の統合再編は、平成24年度を概ねの目途として、小児医療、周産期医療等の充実に必要な機能をはじめ、両病院の有する診療機能の再編の具体案、そのために必要な施設・設備等の整備や、統合再編後の既存施設等の利活用等について、別途、外部委員会を設置し、平成21年度前半までを目途に検討

計画的な建替整備の推進

- ・加古川病院(H21)、尼崎病院・塚口病院(H24目途)、淡路病院(H25)、こども病院(H29)、柏原病院(H30着工)

経営改革の推進

- ・病院事業全体の当期純損益の黒字化（H28年度）

5 公社等 6 団体削減（44 団体 38 団体）

[見直しの基準]

設置目的の達成、事業実施期間の満了により、存在意義が乏しくなった団体は廃止
民間や他団体と類似し、統合により効率的・効果的な運営が期待できる団体は統合
主要事業の採算性や需要が低下し、今後も回復が見込まれない団体等は、経営方針
を転換し、事業や体制を抜本的に見直し

一定の自己収入を有し、自主的な運営を促すことが適当な団体は、県の財政的・人的
支援を可能な限り抑制し、経営自立化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体が果たすべき役割に立ち返って、事業を重点
化、執行体制を見直し

(1) 団体の廃止

(株)おのころ愛ランド

- ・他の集客施設の整備等に伴う入場者数の低迷により、施設運営は民間に委ね、
団体を廃止（H20年3月末）

(財)兵庫県自治協会

- ・研修事業等を類似業務を行っている県の自治研修所等に引き継ぎ、廃止

(財)ひょうご情報教育機構

- ・カーネギーメロン大学との契約期間満了(H22年3月末)後、現契約を更新せず、
原則として日本校事業を廃止。これに伴い財団を廃止

(2) 団体の統合

(財)ひょうご環境創造協会と(財)兵庫県環境クリエイティブセンターの統合

- ・環境問題への一元的な取組み(H20.4管理部門統合済)
- ・健康環境科学研究センターの環境部門を統合、兵庫県環境研究センターを設置

(財)兵庫県まちづくり技術センターと(財)兵庫県下水道公社の統合

- ・市町からの受託事業（下水道技術支援、積算・工事監理）を一体的に実施

兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社総務管理部門の統合

- ・平成22年4月に、3 公社の総務管理部門を統合

(財)淡路花博記念事業協会と(財)淡路21世紀協会との統合

- ・地域主体での効果的な地域振興事業の展開

(3) 事業・体制の抜本的見直し

(社)兵庫みどり公社

ア 分収造林事業への抜本的対策

- ・分収割合の見直し（公社：土地所有者 = 6：4 8：2）
- ・施業方法の見直し（経済林(皆伐)、環境林(択伐)・自然林(保育のみ)）

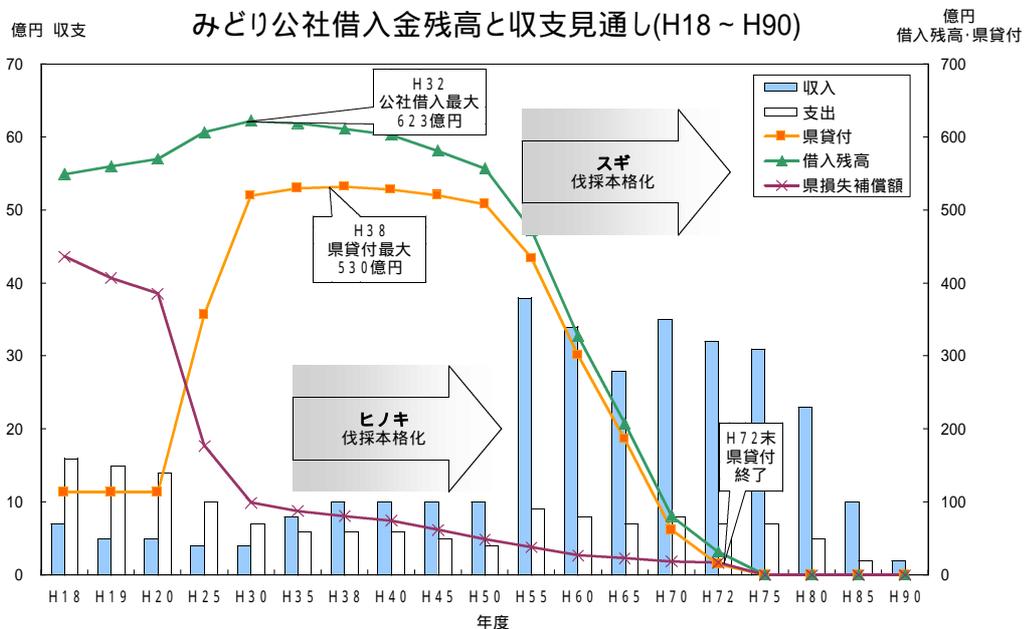
[見直し案]

| 分類 | 土 壤 | 施業方法 | めざすべき森林の姿 |
|--|----------------------------|------|-----------|
| 経済林 (収入総額 > 経費総額) | 肥沃度が高く 生育は旺盛 | 皆伐 | 針広混交林化 |
| 環境林 (収入総額 < 経費総額) (伐採収入 > 伐採・搬出経費) | 肥沃度が中程 度で経済林よ り生育は劣る | 択伐 | 広葉樹林化 |
| 自然林 (収入総額 < 経費総額) (伐採収入 < 伐採・搬出経費) | 肥沃度が低く 生育が悪い | 保育のみ | 高齢林化 |

・県は上記3分類に応じて資金調達を支援

イ 長期保有農地の早期売却等

ウ 短期経営目標(H30年度まで)の設定による経営改善(単年度収支の黒字確保)



兵庫県住宅供給公社

ア 公社賃貸住宅の管理戸数の適正化

・新規供給は行わず、行革期間中は原則として建替も行わない

イ 借上型特優賃事業の収支改善

・入居率の向上(目標85%以上)(新婚子育て世帯等への負担軽減等)

・現契約の満了(H30年度)をもって事業は終了

ウ 県営住宅整備・管理業務的的確化

・整備業務：工事契約は県が直接行い、個別契約ごとに議会議決を経ることで透明性を確保

・管理業務：民間と競合する地域からは撤退。組織体制を縮小

エ 長期借入金の圧縮

・H19年度末の8割程度に圧縮(H19末：約1,010億円 H30末：約830億円)

兵庫県土地開発公社

- ア 公共事業用地先行取得業務の執行体制縮小
- イ 産業団地の平成20年度内の分譲・賃貸完了、新規造成の停止

兵庫県道路公社

- ア 有料道路事業の債務縮減
- イ 料金徴収期間の延長等の検討

(財)兵庫県園芸・公園協会

・県立公園の指定管理者公募等に対応した管理運営体制の見直し

| 区 分 | 公 園 名 |
|---------------|--|
| 協会を指定管理者に指定 | 三木総合防災、明石、西猪名 (防災、文化財、環境等公益性が高い公園) |
| 所在市町への移譲・移管等 | 神陵台緑地、明石西、西武庫、北播磨余暇村 (比較的小規模で地域性が高い公園) |
| 民間ノウハウを活用した運営 | フラワーセンター(集客性の強い施設) |
| 指定管理者を公募 | 一庫、有馬富士、丹波並木道中央、甲山森林、舞子、赤穂海浜、淡路佐野運動、淡路島、播磨中央 |

(財)兵庫県高齢者生きがい創造協会

- ア 全世代を対象とする(財)兵庫県生きがい創造協会(仮称)への改組
- イ 生涯学習情報プラザ事業及び嬉野台生涯教育センターの県直営からの移管

(4) 経営の自立化

(社福)兵庫県社会福祉事業団

- ア 障害者施設等の事業団立化(運営費に係る県費継ぎ足し補助のH21年度廃止)
- イ リハビリテーションセンター病院の経営の安定化(西播磨病院 H21年度黒字化)

(財)兵庫県健康財団

- ア 健診事業強化による経営改善(減価償却積立不足額の縮減(H30年度目標75%))
- イ 健康道場の運営改善(H20年度黒字化)

(財)兵庫県勤労福祉協会

- ア 「憩の宿」事業の独立採算化(事業本部制の導入)
- イ 城崎大会議館宿泊機能の廃止

(株)夢舞台

- ア 収支改善(H28年度累積損失解消)(人件費削減(社長報酬3割カット)等)
- イ 淡路夢舞台国際会議場等の管理運営の一元化による効率的運営

(5) その他の公社の見直し

その他の団体について、その担っている県の事務事業等を見直すとともに、事務執行の効率化やOB職員の活用により、県派遣職員やプロパー職員を削減

(6) 運営の合理化・効率化、透明性の向上等（全公社共通）

県の人的支援の見直し

| 区 分 | | 19年度 | 30年度目標 |
|--------|------------|--------|--------|
| 県派遣職員 | | 620人 | 5割削減 |
| プロパー職員 | 一般行政部門類似部門 | 830人 | 3割削減 |
| | 収益部門を含む全体 | 2,194人 | 1割削減 |

給与の見直し

役員報酬 : 理事長等（給料月額 7%減額 等）

プロパー職員の給与 : 県職員に準じ見直し

（収益部門は採算性の観点からも見直し）

県の財政支出の見直し

県支出額（一般財源）の削減 : 平成30年度に平成19年度から約35%削減

損失補償債務額等の縮減 : 地方財政健全化法の将来負担比率への影響低減
将来負担額621億円

（将来負担比率(361.7%)への影響は7.2%）

情報公開の推進、監査体制の強化等による透明性の向上

(7) さらなる改革とフォローアップの推進

引き続き存続する公社等について、さらなる改革とフォローアップを推進

・事業の重点化、執行体制の見直しの継続的な実施

・「公社等経営評価委員会（仮称）」の設置

決算時の全庁的な点検・評価、予算編成時の見直し

6 自主財源の確保

・税収確保対策の充実・強化（市町との連携の強化 等）

・使用料・手数料の料金体系の適正化、貸付金償還金収入未済額の解消等

・未利用地等の売却処分等の推進

・命名権（ネーミングライツ）の導入

・法人県民税超過課税の適用期間(H16.10～H21.9)の延長等

7 先行取得用地等

県有環境林特別会計(仮称)の創設

・先行取得用地等については、長期的な視点も踏まえ、引き続き適切な利活用を検討するが、現時点で直ちに利活用が見込めないことから、森林の公益的機能に着目し、環境林として県が計画的に取得し、適切に管理

行財政構造改革の取組みの推進

行財政構造改革の推進に関する条例（仮称）の制定

- ・ 議会や県民に対する情報開示と説明責任を強化するための自主的・自律的な枠組みを定め、取組みの着実な推進と適切なフォローアップを図るため、制定
- ・ 知事は、推進方策の策定等にあたっては、議会の議決を経る
- ・ 実施状況は、行財政構造改革審議会(仮称)(地方行財政、公会計の学識者等で構成)による専門的な審査の上、議会に報告・公表
- ・ 行財政構造改革について広く県民の意見を聴くため、行財政構造改革県民会議(仮称)(県民各界の代表等で構成)を設置
- ・ 議会は、推進方策の変更等について、知事に意見を述べることができ、知事は、これに対し見解を述べ、又は必要な措置を講ずる

【参考】主な事務所の再編案

県税事務所

| 県民局 | 現 行 | 再 編 案 |
|-----|--|-------------------------|
| 神 戸 | 神戸県税事務所 灘県税事務所 兵庫県税事務所 西神戸県税事務所 | 神戸県税事務所 西神戸県税事務所 |
| 阪神南 | 尼崎県税事務所 西宮県税事務所 | 西宮県税事務所 |
| 阪神北 | 伊丹県税事務所 | 伊丹県税事務所 |
| 東播磨 | 加古川県税事務所 明石県税事務所 | 加古川県税事務所 |
| 北播磨 | 社県税事務所 | 加東県税事務所 |
| 中播磨 | 姫路県税事務所 | 姫路県税事務所 |
| 西播磨 | 上郡県税事務所 龍野県税事務所 | 龍野県税事務所 |
| 但 馬 | 豊岡県税事務所 和田山県税事務所 | 豊岡県税事務所 |
| 丹 波 | 柏原県税事務所 | 丹波県税事務所 |
| 淡 路 | 洲本県税事務所 | 洲本県税事務所 |
| 合 計 | 17(7) | 11(1) |

- 注 1 は圏域事務所
 2 合計欄の()内の数字は地域事務所の数で内数
 3 再編案の組織名称は仮称

健康福祉事務所

| 県民局 | 現 行 | 再 編 案 |
|-----|--|---|
| 神 戸 | 県民局企画県民部 健康福祉第1課、健康福祉第2課 | 県民局県民室 健康福祉第1課、健康福祉第2課 |
| 阪神南 | 芦屋健康福祉事務所 | 芦屋健康福祉事務所 |
| 阪神北 | 宝塚健康福祉事務所 三田健康福祉事務所 伊丹健康福祉事務所 川西健康福祉事務所 | 宝塚健康福祉事務所 三田保健支援センター 伊丹健康福祉事務所 川西保健支援センター |
| 東播磨 | 加古川健康福祉事務所 高砂健康福祉事務所 明石健康福祉事務所 | 加古川健康福祉事務所 高砂保健支援センター 明石健康福祉事務所 |
| 北播磨 | 社健康福祉事務所 西脇健康福祉事務所 三木健康福祉事務所 加西健康福祉事務所 | 加東健康福祉事務所 西脇保健支援センター 三木保健支援センター 加西保健支援センター |
| 中播磨 | 福崎健康福祉事務所 | 中播磨健康福祉事務所 [姫路市、福崎町] |
| 西播磨 | 龍野健康福祉事務所 佐用健康福祉事務所 山崎健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 | 龍野健康福祉事務所 佐用保健支援センター 宍粟保健支援センター 赤穂健康福祉事務所 |
| 但 馬 | 豊岡健康福祉事務所 新温泉健康福祉事務所 和田山健康福祉事務所 | 豊岡健康福祉事務所 新温泉保健支援センター 新温泉健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所 |
| 丹 波 | 柏原健康福祉事務所 篠山健康福祉事務所 | 丹波健康福祉事務所 篠山保健支援センター |
| 淡 路 | 洲本健康福祉事務所 北淡路健康福祉事務所 南淡路健康福祉事務所 | 洲本健康福祉事務所 北淡路保健支援センター 南淡路保健支援センター |
| 合 計 | 25 (16) | 14 (5) 12 保健支援センター |

- 注 1 は圏域事務所
 2 事務所名の [] は、事務所の所在地
 3 合計欄の () 内の数字は地域事務所の数で内数
 4 再編案の組織名称は仮称

農林水産振興事務所

| 県民局 | 現 行 | 再 編 案 |
|-----|------------------------------------|---|
| 神 戸 | 神戸農林水産振興事務所 | 神戸農林水産振興事務所 |
| 阪神南 | 県民局地域振興部農林課 | 県民局農林参事 (阪神農林振興事務所長兼務) |
| 阪神北 | 宝塚農林振興事務所 | 阪神農林振興事務所 [三田市] |
| 東播磨 | 加古川農林水産振興事務所 | 加古川農林水産振興事務所 |
| 北播磨 | 社農林振興事務所 | 加東農林振興事務所 |
| 中播磨 | 姫路農林水産振興事務所 | 姫路農林水産振興事務所 |
| 西播磨 | 上郡農林水産振興事務所 龍野農林振興事務所 | 光都農林水産振興事務所 |
| 但 馬 | 豊岡農林振興事務所 但馬水産事務所 和田山農林振興事務所 | 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所 [香美町] 朝来農林振興事務所 |
| 丹 波 | 柏原農林振興事務所 | 丹波農林振興事務所 |
| 淡 路 | 洲本農林水産振興事務所 | 洲本農林水産振興事務所 |
| 合 計 | 1 2 (2) | 1 1 (2) |

- 注 1 は圏域事務所
 2 事務所名の [] は、事務所の所在地
 3 合計欄の () 内の数字は地域事務所の数で内数
 4 再編案の組織名称は仮称

農業改良普及センター

| 県民局 | 現 行 | 再 編 案 |
|-----|--|--|
| 神 戸 | 神戸農業改良普及センター | 神戸農業改良普及センター |
| 阪神南 | | |
| 阪神北 | 宝塚農業改良普及センター 三田農業改良普及センター | 阪神農業改良普及センター [三田市] 宝塚地域普及所 |
| 東播磨 | 加古川農業改良普及センター 明石農業改良普及センター | 加古川農業改良普及センター 明石地域普及所 |
| 北播磨 | 加西農業改良普及センター 西脇農業改良普及センター 三木農業改良普及センター | 加西農業改良普及センター 西脇地域普及所 三木地域普及所 |
| 中播磨 | 姫路農業改良普及センター 福崎農業改良普及センター | 姫路農業改良普及センター 福崎地域普及所 |
| 西播磨 | 上郡農業改良普及センター 佐用農業改良普及センター 龍野農業改良普及センター 山崎農業改良普及センター | 光都農業改良普及センター 佐用地域普及所 龍野農業改良普及センター 宍粟地域普及所 |
| 但 馬 | 豊岡農業改良普及センター 新温泉農業改良普及センター 和田山農業改良普及センター 八鹿農業改良普及センター | 豊岡農業改良普及センター 新温泉農業改良普及センター 朝来農業改良普及センター 養父地域普及所 |
| 丹 波 | 柏原農業改良普及センター 篠山農業改良普及センター | 丹波農業改良普及センター 篠山地域普及所 |
| 淡 路 | 南淡路農業改良普及センター 北淡路農業改良普及センター | 南淡路農業改良普及センター [南あわじ市] 北淡路農業改良普及センター [淡路市] |
| 合 計 | 2 2 (9) | 1 3 9 地域普及所 |

- 注 1 は中核センター
 2 事務所名の [] は、センターの所在地
 3 合計欄の () 内の数字は地域事務所の数で内数
 4 再編案の組織名称は仮称

土地改良事務所

| 県民局 | 現 行 | 再 編 案 |
|-----|------------------------------|---|
| 神 戸 | 神戸土地改良事務所 | 神戸土地改良事務所 |
| 阪神南 | 宝塚農林振興事務所 農村整備課 | 阪神農林振興事務所 農村整備課 |
| 阪神北 | | |
| 東播磨 | 県民局地域振興部参事 (三木土地改良事務所長兼務) | 加古川農林水産振興事務所 土地改良参事 (加古川流域土地改良事務所長兼務) |
| 北播磨 | 社土地改良事務所 三木土地改良事務所 | 加古川流域土地改良事務所 [三木市] |
| 中播磨 | 姫路土地改良事務所 | 姫路土地改良事務所 |
| 西播磨 | 上郡土地改良事務所 龍野土地改良事務所 | 光都土地改良事務所 |
| 但 馬 | 豊岡土地改良事務所 和田山土地改良事務所 | 豊岡土地改良事務所 朝来土地改良事務所 |
| 丹 波 | 柏原土地改良事務所 篠山土地改良事務所 | 篠山土地改良事務所 |
| 淡 路 | 洲本土地改良事務所 | 洲本土地改良事務所 |
| 合 計 | 1 1 (4) | 8 (1) |

- 注 1 は圏域事務所
 2 事務所名の [] は、事務所の所在地
 3 合計欄の () 内の数字は地域事務所の数で内数
 4 再編案の組織名称は仮称

土木事務所

| 県民局 | 現 行 | 再 編 案 |
|-----|---|---|
| 神 戸 | 神戸土木事務所 有野事業所 | 神戸土木事務所 |
| 阪神南 | 西宮土木事務所 | 西宮土木事務所 |
| 阪神北 | 宝塚土木事務所 伊丹土木事務所 三田土木事務所 | 宝塚土木事務所 伊丹業務所 三田業務所 |
| 東播磨 | 加古川土木事務所 明石土木事務所 | 加古川土木事務所 明石業務所 |
| 北播磨 | 社土木事務所 加西事業所 三木土木事務所 多可土木事務所 | 加東土木事務所 加西業務所 三木業務所 多可事業所 |
| 中播磨 | 姫路土木事務所 福崎土木事務所 | 姫路土木事務所 福崎事業所 |
| 西播磨 | 上郡土木事務所 佐用土木事務所 山崎土木事務所 龍野土木事務所 | 光都土木事務所 佐用業務所 龍野土木事務所 宍粟事業所 |
| 但 馬 | 豊岡土木事務所 但東事業所 新温泉土木事務所 村岡事業所 八鹿土木事務所 朝来事業所 | 豊岡土木事務所 但東業務所 新温泉土木事務所 香美業務所 養父土木事務所 朝来業務所 |
| 丹 波 | 柏原土木事務所 篠山土木事務所 | 丹波土木事務所 篠山業務所 |
| 淡 路 | 洲本土木事務所 | 洲本土木事務所 |
| 合 計 | 2 2 (1 2) 5 事業所 | 1 3 (3) 3 事業所 1 0 業務所 |

注 1 は圏域事務所

2 合計欄の()内の数字は地域事務所の数で内数

3 再編案の組織名称は仮称

教育事務所

| 県民局 | 現 行 | 再 編 案 |
|-----|----------|-------------------|
| 神 戸 | 神戸教育事務所 | (廃 止) |
| 阪神南 | 阪神南教育事務所 | 阪神教育事務所 [西宮市] |
| 阪神北 | 阪神北教育事務所 | 宝塚教育振興室 |
| 東播磨 | 東播磨教育事務所 | 播磨東教育事務所 [加古川市] |
| 北播磨 | 北播磨教育事務所 | 加東教育振興室 |
| 中播磨 | 中播磨教育事務所 | 播磨西教育事務所 [姫路市] |
| 西播磨 | 西播磨教育事務所 | 光都教育振興室 |
| 但 馬 | 但馬教育事務所 | 但馬教育事務所 [豊岡市] |
| 丹 波 | 丹波教育事務所 | 丹波教育事務所 [篠山市] |
| 淡 路 | 淡路教育事務所 | 淡路教育事務所 [洲本市] |
| 合 計 | 1 0 | 6 3 教育振興室 |

注 1 事務所名の [] は、事務所の所在地

2 再編案の組織名称は仮称

【参考】本県財政の現状と課題

1 震災の県財政への影響

県負担の復興事業費総額等

| | |
|-------------|---------|
| 復興事業費総額 | 約1兆3千億円 |
| 県負担の復興事業費総額 | 約2兆3千億円 |
| 県の起債発行額 | 約1兆3千億円 |

今なお残る震災の県財政への影響 (平成19年度)

震災関連県債の残高は、8,500億円(県債残高全体の1/4以上)
 公債費約2,400億円のうち、約700億円が震災関連分
 震災関連県債の償還財源等として県債管理基金を活用してきたため、あるべき県債管理基金残高に対する積立不足額は約2,700億円(積立不足率:59.2%)

[平成19年度県債残高]

(単位:億円、%)

| 区 分 | 残 高 | 構 成 比 |
|---------|--------|--------|
| 地方財政対策債 | 10,672 | 31.8% |
| 震災関連債 | 8,460 | 25.2% |
| 上記以外の県債 | 14,459 | 43.0% |
| 計 | 33,591 | 100.0% |

地方財政対策債:減税補てん債、減収補てん債、臨時財政対策債、
 特定資金公共事業債

[平成19年度県債管理基金残高不足額・率]

(単位:億円、%)

| 区 分 | 不 足 額 | 不 足 率 |
|--------|-------|-------|
| 県債管理基金 | 2,713 | 59.2% |

2 厳しい財政運営を招いたさらなる3つの要因

(1) 地方財政健全化法の制定

- ・4つの早期健全化基準の導入(平成20年度決算から適用)
- ・特に、地方債残高、県債管理基金残高等ストック面を加味した指標の導入

| | |
|----------------------|----------------------|
| 本県の実質公債費比率(H17~19平均) | 20.2%(全国ワースト2位(見込)) |
| 本県の将来負担比率(H19決算) | 361.7%(全国ワースト1位(見込)) |
| 震災関連残高を除く将来負担比率 | 272.3% |

[早期健全化基準の状況 (本県)]

| | |
|----------|---|
| 実質赤字比率 | 3.75%以上 (本県 : - (実質黒字) <H19決算>) |
| 連結実質赤字比率 | 8.75%以上 (本県 : - (連結実質黒字) <H19決算>) |
| 実質公債費比率 | 25%以上 (本県 : 20.2% <H19決算、H17 ~ 19平均>) |
| 将来負担比率 | 400%以上 (本県 : 361.7% <H19決算>) |

(2) 三位一体改革による地方交付税の大幅削減

・三位一体改革の結果

全国 : 交付税削減 5.1兆円 (H15 - H18)

国庫補助負担金 4.7兆円、税源移譲 3兆円

本県 : 交付税削減実質影響額 : 約700億円 (H15 - H19)

県税収入増に伴う制度的な減額分を除く。

(3) 地方債許可基準の厳格化

- ・地方分権改革に伴う地方債協議制の導入 (実質公債費比率18%未満)
- ・財源不足を補てんするための起債は、退職手当債、行革推進債等に限定

3 平成19年度の財政運営

(1) 当初予算における約1,200億円の収支不足

- ・当初予算における約1,200億円の収支不足に対し、県債管理基金からの借り入れや退職手当債、行革推進債等の発行等により対応

(2) 年度途中における620億円の歳入欠陥

- ・年度途中で見込まれた620億円の歳入欠陥に対し、事業の取り止めや、税収確保の強化、減収補てん債等の追加発行等により対応

(3) 過去最少の黒字幅

- ・平成19年度決算は、実質収支の黒字をкаろうじて確保したものの、黒字幅は過去最小 (34百万円)

4 平成20年度当初予算の編成

(1) 新行革プラン (第一次) に基づく見直し

- ・人件費、行政経費、投資的経費の見直しにより、選択と集中を徹底
- ・歳出規模を11年ぶりに2兆円以下に抑制

(2) プライマリーバランスの黒字化

- ・地方債発行を抑制し、プライマリーバランスを18年ぶりに黒字化